

## 発議第 1 号

### 議会広報特別委員会の設置について

本議会は、地方自治法第 109 条及び愛南町議会委員会条例第 6 条の規定により、次のとおり議会広報特別委員会を設置するものとする。

#### 記

- |   |       |                               |
|---|-------|-------------------------------|
| 1 | 名 称   | 議会広報特別委員会                     |
| 2 | 設置の根拠 | 地方自治法第 109 条及び愛南町議会委員会条例第 6 条 |
| 3 | 目 的   | 議会広報に関すること                    |
| 4 | 委員の定数 | 6 人                           |
| 5 | 期 間   | 調査等終了するまで、閉会中の継続調査とする。        |